

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 環 境 局  
財 政 局（環境局関連事務に限る。）

監 査 期 間 令和 元年 9月30日から  
令和 2年 5月 8日まで

監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査では、環境局における平成30年10月1日から令和元年9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	616	49	7.9	24,293	19,342	79.6
委託	447	30	6.7	97,838	58,496	60.0

監査にあたり、工事においては、設計・積算・施工・検査が適正に執行されているか、また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどについて、書類調査及び現地調査を行った。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 1 指摘事項

廃棄物の適正な処理について

## 2 実地検査

北名古屋工場（仮称）整備運営事業

### 第3 指 摘 事 項

#### 廃棄物の適正な処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、事業者は、一般廃棄物<sup>（注）</sup>の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。

環境局は、廃棄物の処理委託について（30環廃第181号）で、工事を伴わずに生じた廃棄物については施設の管理者又は占有者が事業者となるとし、各局室区長宛てに通知している。

「守山北部処分場及び守山南部処分場支障木撤去工事」では、支障樹木の伐採、運搬及び処分と併せて、前年度に実施した業務委託にて伐採し施設内に集積した樹木の運搬及び処分を委託していた。樹木は一般廃棄物である木くずに該当することから、事業者である環境局が廃棄物処理法に基づき適正に処理しているか確認したところ、前年度に伐採した樹木について事業者であるという認識がなく、一般廃棄物の収集運搬許可を受けていない本工事の受注者に運搬を委託していた。

廃棄物の処理を委託する場合は、事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法に基づき適正に実施されたい。 （施設課）

（注）一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物は、廃棄物処理法により事業活動に伴って生じた廃棄物のうち種類や業種の区分により定められている。木くずの場合、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）や、木材又は木製品の製造業に係るもの、パルプ製造業に係るものなどが産業廃棄物に該当し、それ以外の廃棄物をいう。

## 第4 実地検査

### 1 検査概要

「北名古屋工場（仮称）整備運営事業」において、工場の整備状況を現場で確認した。

### 2 確認項目

- (1) 誘引通風機の設置状況
- (2) ガスエンジン発電機の設置状況
- (3) 中央制御室でのプラント試運転の状況
- (4) 見学者用設備の整備状況

### 3 検査結果

良好とする。